

町民の声内容【1月29日】

【タイトル】

八頭町小規模農家経営継続支援事業補助金交付要綱の改正要望

【コメント】

標記の要綱は、令和3年4月1日に告示され今日までに一回改正されていますが、要綱第3条（交付目的）中に「小規模農家の経営継続のために購入する農業用機械の費用を支援することで、…」とありますが、第4条（補助対象事業者）（1）中に「前年度に青色申告を行っている農業者」とあります。

- ①前年度に青色申告を行っていても翌年度以降は白色申告の場合も容易に想定されます。
- ②白色申告の場合も「確定申告において減価償却費の計算」は定められている様式に沿って申告しています。
- ③白色申告と青色申告とでは所得に対する課税方法が異なるのでしょうか。
- ④色々な制度においては所得制限額設定されていますが、申告種別で補助事業対象者を制限することに納得ができません。
- ⑤小規模農家の多くは青色申告がなされているとの認識でしょうか。

農業は町の基幹産業とよく聞きますが、この要綱は正に小規模農家切り捨ての典型的な要綱ではないでしょうか。

⑦八頭町長は何故この要綱において青色申告を行っている農業者を優遇する必要があったのか。

以上、この要綱に対する不満、思うところは数多くありますが、早急に申告種別に関わらず継続支援の恩恵が広く町民が享受できますよう、要綱の改正を早急におこなっていただくことを強く望んでいます。